

あいちモビリティ DX コンソーシアム設置要綱

(目的)

第1条 自動車産業の集積地である愛知県において、企業、大学、研究機関、行政など多様なプレイヤーとともに、デジタル技術を通じた新たなモビリティ産業の創出・高度化を目指すため、あいちモビリティDXコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 自動車安全技術の推進に関する事
- (2) 自動運転の社会実装の推進に関する事
- (3) デジタル技術を通じた新たなモビリティ産業の創出・高度化に関する事
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的に賛同する企業、関係団体、研究機関、行政等（以下、「会員」という。）で構成する。

- 2 会員になろうとする者は、入会フォームから登録し、入会希望の旨を申請すること。なお、登録情報が変更となったときは、すみやかに変更を届け出るものとする。
- 3 会員がコンソーシアムの退会を希望するときは、退会届を提出すること。
- 4 会員が解散もしくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき、その他会員であることによってコンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められるときは、当該会員を除名することができる。

(会長)

第4条 コンソーシアムに、会長を置く。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。
- 4 会長が事故等により不在のときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外のものを総会に出席させることができる。
- 3 会長は、特定の事項について協議等を行うため、総会の下にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 コンソーシアムの庶務は、愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課に事務局を設置し、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、2026年8月21日から施行する。